

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## 高齢雇用継続給付の支給率が変更になります。

### ■ 高齢雇用継続給付

#### ● そもそも高齢雇用継続給付とは？

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付となります。

参考リンク：厚生労働省「高齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001282595.pdf>

### ■ 高齢雇用継続給付の支給率の変更

#### ● 変更後の支給率は？

この支給率が令和7年4月1日以降に60歳に達した方から**最大10%（現在は15%）**に引き下げられます。

令和7年4月1日以降の支給率

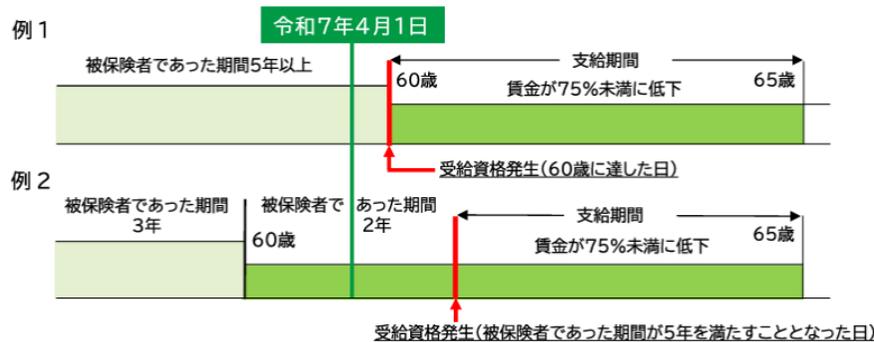
各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※（）内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。  
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

引用：厚生労働省：「令和7年4月1日から高齢雇用継続給付の支給率を変更します」

#### ● 対象となる方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日（その時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満了することとなった日）を迎えた方が対象となります。



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満了することとなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

引用：厚生労働省：「令和7年4月1日から高齢雇用継続給付の支給率を変更します」

#### 参考リンク

厚生労働省：「令和7年4月1日から高齢雇用継続給付の支給率を変更します」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001328827.pdf>



<https://www.kintaikanrikenkyujo.jp/>

編集担当：奥田

編集責任者：勝山